

## 日本学術会議会員の任命拒否に対する声明

2020（令和2）年10月1日、日本学術会議が新会員として推薦した105名の研究者のうち6名が、任命を拒否されたことが明らかになりました。日本学術会議は総会決議にもとづき、翌日付で任命拒否の理由の説明および任命を拒否された候補者を速やかに任命するよう求めました。

日本学術会議は「独立して…職務を行う（日本学術会議法3条）」と定められ、そのための会員の選考は「優れた研究又は業績がある科学者の内から会員の候補者を選考（同法17条）」し、その「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する（同法7条2項）」とされています。この選考方法は、人文・社会科学、自然科学の学問分野にとらわれず（総合的）、研究者や学会の個別の利害にもとらわれない（俯瞰的）活動を可能にするために、数度の見直しを経て、確立されてきました。これまでは、日本学術会議に設置された選考委員会によって推薦された研究者は一人も欠けることなく任命されてきました。それは1983（昭和58）年に政府が国会答弁によって国民に示した方法です。この答弁で当時の中曽根内閣総理大臣は「学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません」と述べたことが記録されています。

しかし、今回の会員の任命拒否は、1983（昭和58）年の国会答弁とは異なるものであり、前提とされてきた日本学術会議の独立性を毀損するものとなっています。

日本学術会議の独立性は、この組織が設立された歴史的経緯に関わる重要な問題です。先の大戦の戦前・戦時期の日本では、政府の方針にそぐわない学説やそれを唱えた研究者が弾圧されました。その反省を踏まえ、憲法には「学問の自由」を保障する23条があります。日本学術会議が「独立して…職務を行う」とされているのは、この憲法における定めにもとづきます。これにより、たとえ政府の見解や方針と一致していなくても、科学的根拠にもとづき、研究者が様々な考え方を自由に示すことを通じ、将来にわたって国民に資する政策を模索することができます。

10月2日以降の記者会見や国会閉会中審査などの場において、政府関係者は「総合的、俯瞰的活動を確保する観点から判断をした」と述べています。この言葉は、日本学術会議のあり方を説明したものであるかもしれませんが、肝心の任命拒否の具体的根拠を説明したものではありません。6名を任命することが、なぜ、どのように総合的、俯瞰的な活動を阻害すると判断したのか、またその判断の基準は何かについて、現時点では研究者のみならず、国民が理解し納得できる説明はなされていません。さらに、菅内閣総理大臣自身は推薦者105名全員が記載された状態の名簿を目にすることなく、手続きが進められたことも明らかになっています。

具体的根拠や手続きが不明瞭なまま、「優れた研究又は業績がある」との明確な基準を設けて選考がなされた6名を欠くことは、かえって日本学術会議の総合的、俯瞰的活動を確保することを困難にします。

日本スポーツとジェンダー学会は、体育やスポーツを主な対象領域として、権力による抑圧と支配の構造をジェンダーの視点から検討し、あらゆる違いに関わらず人々が平等で尊重される社会をめざす研究を世に問うことを目指してきました。このような研究の性格上、政治的権力からは距離を置いた視点に立つことを通じ、より良い未来を模索するための科学的根拠を提示することもあり得ます。その意味で、日本学術会議の会員任命拒否の問題は、私たちの学問がめざしていることと無縁ではないと受け止

めています。

以上から、日本スポーツとジェンダー学会理事会および会員有志は、日本学術会議総会決議に基づく要望書を支持し、任命拒否の経緯や具体的根拠理由が説明されるとともに、任命を拒否された候補者を速やかに任命することを求めます。

なお、政府関係者および一部の報道等は、日本学術会議の意義への問いかけ、予算および機構を見直すとする見解を示しています。組織のより良いあり方を常に見直すこと自体は否定されるべきことではありません。しかし、推薦された6名の会員の任命拒否に関する議論と組織の見直しの議論は、それぞれ目的が異なる別の議論です。

日本学術会議に限らず、既存の組織を見直す場合には、正確かつ透明性のある情報にもとづき現状を把握し、議論がなされることが何よりも重要です。それにも関わらず、これまで日本学術会議に支出されてきた予算の使途、会員や連携会員が自費を投じて提言の作成に尽力してきたこと、日本学術会議が企画するシンポジウムの登壇者は実質的にはボランティアで専門的知見を述べてきたこと等、実態に対する正しい情報は、必ずしも国民に伝わっているとはいえません。むしろ誤った情報が流布される事例も目につきます。

また、日本学術会議が提言や記録などを通じ、政策策定に資する様々な情報を政府や国民に提示してきたこと、その中には政府が実際に進めてきた政策の重要な資料となるものがあること等、日本学術会議の果たしてきた役割が正しく伝えられていない現状もあります。テーマ毎に複数の領域の研究者によって構成された委員会・分科会等の議論にもとづき作成された提言や報告は、さらに幅広い視点での査読を経て、日本学術会議のホームページから常に国民に公開されています (<http://www.scj.go.jp/ja/info/index.html>)。参考資料として本学会の専門分野に関係する提言、記録、活動等を例示しておきます。

これらをどのように政策に反映させ、実現するかについては、政府の関係省庁に委ねられています。

日本学術会議の予算および機構を見直す議論に資する資料としては、2003（平成15）年第18期日本学術会議国際協力常置委員会による詳細な調査報告書 (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1813.pdf>) があります。この報告書の意義は「世界のアカデミーの組織・付与機能・活動等を知る上での客観的資料として、日本学術会議の内外で、学術の在り方と21世紀社会における学術体制および国際協力の枠組みを構築するための広範な議論に資すること」とされています。報告書には、会員への報酬のあり方、科学者数に対する会員の割合、女性会員の比率、政府・議会に対する助言機能、組織を支える事務局の規模、予算規模等について国際的に比較した結果が示されています。

こうした調査報告書を参照し、追補する調査を進めつつ、日本学術会議については、設立時の日本固有の歴史的経緯を踏まえる必要があることについては、改めて強調しておく必要があると考えます。

日本スポーツとジェンダー学会  
第7期理事会

## <別紙 参考資料>

以下に、体育・スポーツに関わる提言、記録、活動等を例示します。政策に反映されるまでにタイムラグが生じることもあるため、過去約10年程度のものを示します。また、ジェンダーに関する2020(令和2)年に出された直近の3件を示します。

### <体育・スポーツに関わる提言、記録、その他の活動>

■2020(令和2)年6月18日

スポーツ庁鈴木大地長官発、日本学術会議山極壽一会長宛「30ス庁第474号(平成30年11月15日)」の審議依頼にもとづく回答「科学的エビデンスに基づく『スポーツの価値』の普及の在り方」  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-8.html>

■2019(平成31)年1月12日

緊急公開シンポジウム2019「我が国におけるスポーツの文化的アイデンティティ再考」(第1部博物館とのつながりがもたらすスポーツ文化の未来、第2部 Sport In Japan: 体育・スポーツの危機と闇に対峙する) 日本学術会議健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会、日本スポーツ体育健康科学学術連合、(一社)日本体育学会共催  
<http://www.scj.go.jp/ja/event/pdf2/269-s-2-1.pdf>

■2017(平成29)年9月22日

記録「ユネスコ『体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章』の監訳及びシンポジウムの開催」  
[http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20170922\\_2-20170922.pdf](http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20170922_2-20170922.pdf)  
この監訳は、文部科学省サイトにも掲載されている。  
(<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386494.htm>)

■2017(平成29)年7月11日

提言「子どもの動きの健全な育成をめざして～基本的動作が危ない～」  
<http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20170711kohyo-23-t245-1.pdf>

■2011(平成23)年9月2日

記録「現代社会における諸問題の解決に貢献する健康・スポーツ科学の新展開－120歳まで元気に生き抜くための身心一体科学の提唱」  
[http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20110902\\_2-110902-2.pdf](http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20110902_2-110902-2.pdf)

■2011(平成23)年9月2日

記録「健康・スポーツ科学関連分野の学術研究団体における男女共同参画に関する調査結果(第2報)」  
[http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20110902\\_2-110902.pdf](http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20110902_2-110902.pdf)

■2011(平成23)年8月16日

提言「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本方針」

[http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20110816\\_kohyo-21-t130-5-1.pdf](http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20110816_kohyo-21-t130-5-1.pdf)

■2008（平成21）年9月11日

記録「健康・スポーツ科学関連分野の学術研究団体における男女共同参画に関する調査結果」

[http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20080911\\_2-0911.pdf](http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20080911_2-0911.pdf)

■2008（平成20）年8月28日

提言「子どもを元気にするための運動・スポーツ推進体制の整備」

[http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20080828\\_kohyo-20-t62-10.pdf](http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2018/11/20080828_kohyo-20-t62-10.pdf)

<ジェンダーに関わる2020（令和2）年の提言>

■2020（令和2）年9月29日

提言「社会と学術における男女共同参画の実現を目指して－2030年に向けた課題－」

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t298-6.pdf>

■2020（令和2）年9月29日

提言「同意の有無」を中核に置く刑法改正に向けて一性暴力に対する国際人権基準の反映－

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t298-5.pdf>

■2020（令和2）年9月23日

提言「性的マイノリティの権利保障をめざして（II）－トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて－」

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>